



# 歴史災害に学ぶ

日本の風土は美しい。

雪に輝く山々の連なり、均整のとれた火山の姿態や火山高原の碧いひろがり、山間を縫う渓谷の深みや屈曲に富む海岸線 これらは、いずれも日本列島の景観美を演出する地形要素である。

だが見方を変えれば、この多様な自然景観こそ、日本列島がたえず変動の場にさらされてきたその帰結の姿ということができる。日本列島は、たえず東西に押されつづけているため、長いあいだ地殻に蓄積された歪みのエネルギーが、一挙に解放されて地震が発生する。あるいは、マグマだまりからマグマがしばりだされては、火山が噴火する。大地震による地盤の隆起や沈降は、太古からたびたび繰り返されてきたために、海陸の分布や山地の地形は少しずつ変化してきた。こうした変動が、何億年の昔から積み重なって、現在の日本列島が形成されてきたのである。

日本人にとって、こよない天の贈り物である風景の美しさは、このような激しい地殻変動の累積がもたらしたものだと言えよう。それはつまり、日本列島の生い立ちそのものに内在する現象なのであって、この国土に住みつづけるかぎり、私たちは、いつどこで大地震や火山の大噴火に遭遇するかわからないという宿命を背負わされているのである。



防災情報機構会長  
伊藤 和明

“歴史時代”は、長大な日本列島の自然史のなかの瞬時にすぎないのだが、その間にも、世を震撼させるような大災害が頻発してきた。

こうした過去の災害像は、それぞれその時代の特色を反映しており、また災害そのものが、当時の政治経済や社会環境に大きな影響を与えてきた。まさに大規模な自然災害が、歴史の一端を担っているケースも少なくないのである。このようにして、歴史災害を多角的に見直してみると、そこには現代への教訓が数多く含まれていることがわかる。国土の環境や社会の体制が、当時とはまったく異なる現代であっても、将来への警鐘とすべき共通点が少なからず潜在していると言えよう。

折から中央防災会議は、昨年「災害教訓の継承に関する専門調査会」を立ち上げ、筆者がその座長をつとめている。この調査会は、過去に起きた地震、津波、噴火、豪雨、火事などによる重大な災害を、自然科学と歴史学の両面から究明して、それぞれの事例を報告書にまとめ、その中から将来への教訓を導きだし、地域防災計画の指針にしてもらおうというものである。いわば災害の“温故知新”と言ってもよい。

初年度には、「安政江戸地震」と「明暦の江戸大火」とが報告書として完成された。引きつづき、「富士山の宝永噴火」や「浅間山の天明噴火」、「磐梯山大噴火」、「明治三陸地震津波」、「濃尾地震」、「長崎の豪雨災害」などについて、報告書の作成に向け、検討が進められているところである。

(災害教訓の継承に関する専門調査会座長)

平成16年7月新潟・福島豪雨災害 →P14参照

写真撮影：内閣府



新潟県の被災地を視察した小泉内閣総理大臣



中之島町ボランティアセンター



三条市で説明を受ける井上防災担当大臣（政府現地調査団長）



破堤した五十嵐川付近

佐賀県における突風災害（6月27日）

→P14参照



突風で飛ばされた家屋などが  
田植えを終えた水田に散乱

平成16年7月福井豪雨災害 →P14参照

写真撮影：内閣府



政府現地調査団長  
佐藤内閣府副大臣



福井市内浸水地区



突風で倒された家屋

写真提供：佐賀市

# 富士山ハザードマップ検討委員会 最終報告

富士山ハザードマップ検討委員会（委員長：荒牧重雄東京大学名誉教授）は、6月7日に開催された第7回検討委員会において、富士山火山防災マップや富士山の火山防災対策の基本的な方向性などについてとりまとめ、同月29日に、富士山火山防災協議会へ最終報告を行いました。

## 背景

富士山では、平成12年10月から12月および平成13年4月から5月に、何らかのマグマ活動に関係すると思われる低周波地震が多発しました。これが契機となり、富士山の火山防災対策の確立に向け、平成13年7月に神奈川・山梨・静岡の各県、地元市町村および国の関係機関は「富士山ハザードマップ作成協議会（現在、「富士山火山防災協議会」に改称、東京都も参加）」を設立し、火山防災対策の基本となる火山ハザードマップの作成や広域的な防災対策を検討することとしました。さらに、専門的な見地からの検討を行うため、学識者等からなる「富士山ハザードマップ検討委員会」を設置し、同委員会では、「富士山火山防災マップ」

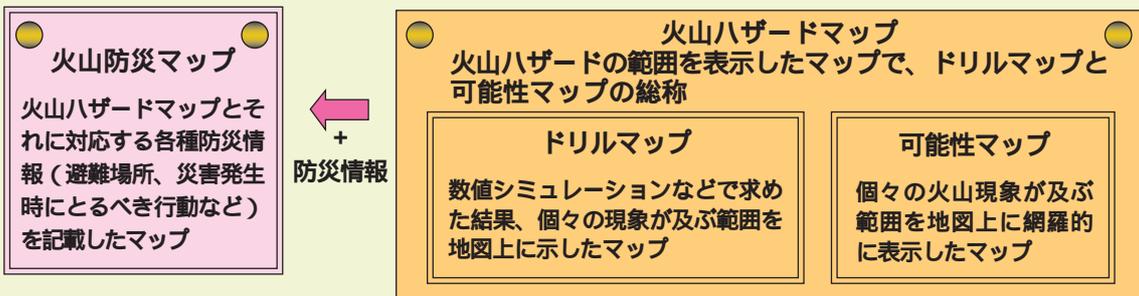
の作成を主たる課題として、「富士山の火山防災対策について」や地方公共団体が策定すべき「地域防災計画」の内容についても検討を行いました。

## 今後の富士山火山防災対策について

富士山火山防災協議会は、6月29日に開催された第3回協議会において、「富士山ハザードマップ検討委員会」からの答申を受け、具体的な火山防災体制の確立に向けて、専門的な見地から検討を行うため、新たに「富士山火山広域防災検討委員会」の設置を決定しました。

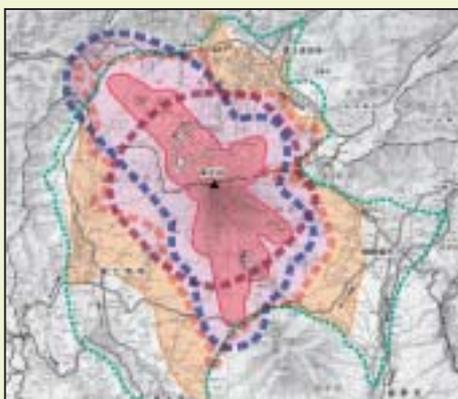
同委員会では、広域的な火山防災対策の基本方針や火山との共生方策について検討する予定です。

検討委員会で使用したマップに関する用語の意味

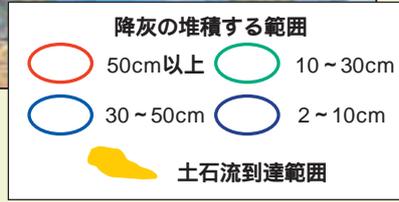
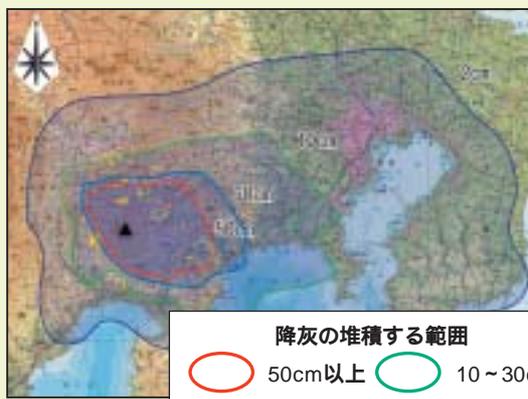


可能性マップの例

火砕流・火砕サージ、噴石、溶岩流  
融雪型火山泥流の可能性マップ



降灰、土石流の可能性マップ



（各火山現象が及ぶ可能性のある範囲、これらの範囲すべてが同時に危険になるわけではないことに注意。）

## 富士山ハザードマップ検討委員会最終報告の概要

富士山の火山活動
<p>今後発生する噴火の規模や噴火現象を想定するため、過去の活動を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献資料の整理により過去の噴火活動を5つの活動期(ステージ)に分類</li> <li>・現地調査により火砕流の発生実績や詳細な火口分布などの把握</li> <li>・資料調査により宝永噴火(1707年)および貞観噴火(864年)の推移を推定</li> </ul>
火山防災マップの対象現象
<p>過去の火山活動から、想定する火山現象を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3200年間の活動に基づいて、将来起きる噴火の可能性について評価</li> <li>・この期間の噴火実績より、火口の位置、噴火の規模、噴火現象を想定</li> </ul>
火山ハザードマップの作成
<p>富士山が噴火した場合の各火山現象の災害予測範囲を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火に伴い被害が予想され実績から発生頻度の高い火山現象(溶岩流、火砕流、火砕サージ、降灰噴石、融雪型火山泥流、土石流)については、数値シミュレーションなどにより、火口位置・噴火規模毎の災害予測範囲(ドリルマップ)を富士山麓の全方位について作成</li> <li>・これらのドリルマップの重ね合わせなどにより、各火山現象の可能性マップ(災害の影響が及ぶ可能性のある範囲)を作成</li> </ul>
富士山火山防災マップ
<p>使途別に、「一般配布用」に加えて、「観光客用」や「防災業務用」の火山防災マップを試作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般配布用マップは、市町村がマップを作成する際の情報をすべて盛り込んだ集成版。住民の視点に立ち、いつ・どのような行動をとればよいか分かる事を目的としたマップ。大きさは、家庭の壁など日頃から目に付く場所に貼れるようにA2サイズ</li> <li>・観光客用マップは、観光パンフレットなどに挟み込む形式のものを試作。富士山との共生にも配慮し、火山の恵みとして、噴火により創られた景勝地の写真を掲載</li> <li>・防災業務用マップは、防災担当者が住民避難・交通規制などの応急対策を行うために必要な災害到達予測時間・影響範囲などの火山ハザード情報と、避難施設や医療施設などの防災情報からなるマップ集</li> </ul>
噴火の被害想定
<p>宝永噴火と同等の噴火が、現在の社会条件下で発生した場合の被害想定を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰により生じる被害を、建物、交通、農作物などについて推計</li> <li>・降灰後の降雨により発生する土石流による被害が顕著な梅雨時では、最大で約2兆5千億円</li> </ul>
火山との共生
<p>火山の防災対策の推進にあたり、より良い火山との共生を図るために留意すべき事項を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「正しい情報の提供」「監視・観測体制の整備」</li> <li>・「火山であることを観光や学習などに資源として活用」</li> <li>・「平常時においても地域の活性化、火山学習などへの活用が図れる多面的機能を持つ火山防災施設などの整備」</li> </ul>
富士山の火山防災対策
<p>災害予防対策から災害復旧対策を検討する上で考慮すべき基本的な事項について整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視・観測体制の整備の必要性について</li> <li>・気象庁の発表する火山情報と避難など防災対応の基本的な考え方 など</li> </ul>
地域防災計画作成時の留意点
<p>県や市町村が、作成する地域防災計画の富士山火山対策編を作る上での留意点を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難システムの多様性(車両などによる避難、段階的な避難、地方公共団体の枠を超えた避難)</li> <li>・隣接する県・市町村が一体で防災対策を行うべく、相互間地域防災計画策定の意義について など</li> </ul>
課題
<p>今後、国、関係都県、市町村の役割分担を含めたより具体的な火山防災体制の確立に向けて、さらなる検討が必要</p>

富士山火山防災マップや富士山ハザードマップ検討委員会報告書や全文については、火山防災協議会ホームページ <http://www.bousai.go.jp/fujisan-kyougikai/> に掲載していますので、ご覧ください。



## 富士山ハザードマップ委員長雑感

東京大学名誉教授  
荒牧 重雄

「火山のハザードマップ」という言葉は、最近ではかなり知られるようになったが、実際は「火山災害をいかに防ぐかのノウハウ」とも言うべき問題が重要である。約20年かかって、全国の要注意火山の大部分（約30個）についてハザードマップがすでに作られている。最後の大物が富士山であった。これまで地元では、富士山の噴火は禁句であったが、2000年に発生した低周波地震の群発で地元の雰囲気も一変し、国が総合的なハザードマップ作成に乗り出し、富士山ハザードマップ検討委員会なるものが発足した。丸3年かかって、今年（2004年）最終報告書を提出することができたが、私は図らずもその委員長をつとめさせていただいた。大学の基礎研究者としてこれまで、委員会委員など、お役人との付き合いがあまりなかった私としては、新しい経験ではあったが、私を指名したお役人の方が戸惑われたのではないかと感じている。

日本は火山国であるなどと言っても、日本人の火山に関する関心の程度は、災害という重大事を含めて、悲しいほど低レベルにあるという、それまでの偏見を持って臨んだ割には、皆さんが取り組まれた熱心さに意外な感じを持ったし、うれしくも感じた。内閣府をはじめ、事務局を構成する防災担当のお役人をはじめ、実質的な調査研究業務を担当したコンサルタントの専門家集団にいたるまで、私が驚くほど熱心に、根をつめて仕事に集中されたと感じた。流行のNPM（新公共経営）やら費用対効果やらの評価でも、立派な仕事ぶりだったと言える。私自身の官僚に対する偏見も相当に改善された次第だが、富士山の持つイメージの強さを思い知らされたという面も強い。国レベルで初めて取り組んだ火山ハザードマップ（およびそれに関連した防災計画）として、世界に誇れる成果を上げたことは、関係者として大変満足であると同時に、今後の政策に重要な示唆を与えるものとして、広く世間に問いたい希望を持つにいたった状況である。

火山災害は、数ある自然災害の中ではマイナーな存在である。損害額や死者の数などの統計数値では、風水害や地震災害などに比べると圧倒的に小規模である。しかし、その割には、マスコミなどに登場して目立つようすが際立っているようにも見える。ハード的な損害に比べてソフト的なインパクトが大きいと言えるの

だろう。

学識者サイドからみると、火山災害は多種多様であり、時系列的にも変化するので、いろいろ研究するのに面白い。最近、噴火が予知できそうな場合にも少なからず遭遇するので、火山観測にも励みが出てきた。火山学的な多様性に加えて、社会的なインパクト、防災行政的なシステムの構築など、門外漢にも関心をそそられるテーマが数多く出てきた。日本には数多く（数10個）の要注意火山があり、噴火事例が多く、社会インフラが高度に発達していて、リスクも大きいという面で、防災対策上、世界中で最も取り組み甲斐のある地域であると思う。

基礎科学としての火山研究の成果は、これまでもっぱら防災分野からの要請で、社会に還元されてきた。しかし災害というネガティブな面だけではなく、火山景観・温泉を含めて、莫大な量の観光資源を、火山環境は日本人に提供しているのである。火山に関するナレッジベース（知的資産）は、観光産業において、最も有意義に活用されるべきではなからうか？ 変化しつつある世界の観光ビジネスにおいて、エコツーリズムが注目を浴びている。環境教育を通じて、観光者がより深く自然を理解し、エンジョイすることが、そのまま観光業者の収入の増加につながるかどうかは、今後の問題であろうが、感性的、情緒的に自然を楽しむというだけではなく、火山をよりよく知ることから、理知的な喜びを通じてのツーリズムの推進という命題は、今後避けて通れないように私には感じられる。

富士山にかえて思うに、火山としての富士山をよりよく理解し、登山したり、山麓に滞在して、休暇を安全にエンジョイするための環境はまだ十分整備されていない。世界遺産への登録もままならない状況である。一方、エコツーリズムをめざすNPOなども増えてきており、地方の行政の問題意識も高まりつつある。国際的な経済力の割には、出遅れた感のある日本であるが、富士山もモデル地域の筆頭として、災害安全、環境保全、観光推進を一連の作業目標として、民官一体となって推進してゆくのには、今は絶好のチャンスであると考え次第である。

（富士山ハザードマップ検討委員会委員長）



## 富士山ハザードマップと防災対策

東京大学大学院情報学環教授  
廣井 脩

万一の噴火に備えて防災対策を確立するために平成13年7月、「富士山ハザードマップ作成協議会」が設置され、富士山ハザードマップを作成するとともに、国や地元自治体などが所管する防災計画等に反映することとなった。実際にハザードマップの原案を作成し、それを素材に富士山噴火に備えた防災計画の骨格を策定したのは、協議会の下に設置された「富士山ハザードマップ検討会」であり、「火山災害マップ作成（基図）部会」と「ハザードマップ活用部会」の2部会だった。筆者はハザードマップ活用部会の部会長を務めさせていただいた。活用部会では、作成部会で作られたハザードマップを基礎として火山防災マップを作成するとともに、富士山噴火に備えた観測監視体制、防災体制や避難計画などの緊急災害対応のあり方を検討した。

以下では、活用部会における検討事項を報告したい。

### 火山防災マップの作成

まず、火山防災マップを「火山ハザードとそれに対する各種防災情報を記載したマップ」と定義して、ハザードマップに、富士山の噴火史、想定されるさまざまな噴火現象、気象庁が発表する火山情報の種類、緊急時における避難路・避難所の位置、災害発生時にとるべき行動や非常持ち出し品、緊急時における連絡先などを書き加え、この種のマップを一般配布用、防災業務用、観光客用の3種類に分けて試作した。

これらのマップを作成する過程において議論になったのは、どのような防災情報をどの程度詳しく掲載すべきか、ということであった。多くの場合、防災マップの作成者は、いろいろな火山噴火現象、噴火したときの注意事項などさまざまな情報をできるだけ正確に、かつ詳しく掲載しようとするが、その結果、掲載事項はきわめて多くなり、利用者からは、見にくいマップになりがちである。活用部会で試作した防災マップも、情報が満載されており、ひと通り読むだけでもかなりの努力が必要である。そこで、この試作版を関係都道府県や市町村が活用し一般に配布する際には、一種のパッチワークを行い、必要と思われる部分だけを切り取ってアレンジし直したり、地域の実状にあった情報に変換したり、あらたに独自の情報を加えたりすることを提案している。

### 火山情報と連動させた富士山噴火防災対策

活用部会のもうひとつの課題は、いざというときに備えて、富士山の防災体制や避難計画などのあり方を検討することであった。この点で注目すべきなのは、気象庁が発表する火山情報と連動させて、防災対策や避難体制を策定したことである。規模が大きい噴火ほど被害が大きくなるのが通例であるから、火山情報が防災上持つ意味は大きい。

たとえば、火山活動が活発化して、気象庁が住民や観光客に注意を喚起するための臨時火山情報を発表した場合、登山者の安全を守るために入山規制を実施するとともに、速やかな下山を呼びかける。また、噴火の可能性が出てきたときの臨時火山情報では、観光客に対して、早期に観光の取りやめや避難を呼びかける。即座に対応することが困難な災害時要援護者についても、この段階から避難を呼びかける。さらに噴火の可能性が高まって緊急火山情報が発表された場合には、危険が予想される地域の一般住民に対して避難を呼びかける、といった方策を検討した。

### 広域防災対応の必要性

富士山防災対策のもうひとつの問題は、広域防災対応ということである。1707年宝永噴火のような富士山に大規模な噴火が起これば、被害はきわめて広域に及ぶ。行政区域を越えて他の市町村あるいは他県への住民避難をはじめ、県境で噴火が発生すれば複数の県が協力して対応しなければならない。さらに、緊急対応ばかりでなく、防災広報や防災訓練など予防対策や、降灰処理など能率的な復旧・復興対策を行う上でも、被災が予想される市町村や複数県の有機的な連携が有効である。火山周辺の市町村では、災害対策基本法の規定にある市町村相互間地域防災計画を作成し、共同して火山防災にあたっているところも少なくない。富士山周辺の市町村でも、このような対応が必要であるし、さらにきわめて大きな規模の噴火が発生した場合を想定して、都道府県相互間地域防災計画の策定をも検討する必要があるのではないか、と思っている。

(富士山ハザードマップ検討委員会・活用部会部会長)

## 富士山火山防災マップの活用

山梨県総務部 防災・危機管理担当主幹  
笹本 勝相

### 山梨県の火山防災対策の背景

およそ20年前に、富士山の噴火を主題とする著書が出版された。当時としてはセンセーショナルな内容で、観光客が減少したことにより訴訟の一步手前まで発展する事態となった。それ以降、地元では富士山噴火はタブー視され、平成7年の旧国土庁の富士山ハザードマップ作成など、住民の理解が得られないとして実現できなかった経緯がある。

平成11年7月、某放送局が富士山の火山防災をクローズアップして間もなく、ある首長が県を訪れ、国際的な観光地でもあり観光客に安心して訪れてもらうには火山防災対策が必要であると協力を要請された。それをきっかけに、山梨県は「防災と観光の両立」を掲げ、火山防災対策を進めていくことになった。また、平成12年3月有珠山噴火、三宅島雄山噴火（7月）、富士山の深部で低周波地震多発（10月）が重なり、多くの県民は改めて富士山が活火山であると認識するなど、短期間のうちに火山防災意識が高まったのである。

### 初の火山防災訓練

雲仙普賢岳で多数の犠牲者を出した大火砕流から10周年にあたる平成13年6月3日、本県初の富士山火山総合防災訓練が行われた。有珠山噴火の教訓を基に、国、関係自治体、防災関係機関等による現地対策本部を現富士河口湖町に設置し、実働訓練には自衛隊や災害医療チーム、応援ヘリコプターや災害ボランティア、中学生など多くの団体が参加した。富士山ハザードマップ作成協議会の設置を控え注目された訓練は、住民の理解を得て成功裡に終えることができた。また、静岡、神奈川両県の協力により、翌年1月、火山災害を想定した山静神合同防災訓練を富士吉田市で開催。さらに、陸上自衛隊北富士駐屯地の協力により、溶岩流の方向を変えて麓の市街地を守るため、8台の重機を駆使した導流工・土留工の設置訓練を演習場内で実施した。

### 地元自治体の対応

平成13年7月、本県の地元10市町村は、富士山火山防災協議会を設置し、火山勉強会をはじめ火砕流の現地調査、火山噴火のDIG研修、昨年は町村合併後新たに富士北麓災害時の相互応援に関する協定も締結した。事務局の富士吉田市は、8市町村で策定する地域



ヘルメット・ゴーグル・マスク姿の住民避難訓練（平成13年6月3日）

版火山防災マップ作成（小冊子）のまとめ役として、また住民説明会や防災講演会の開催に余念がない。富士河口湖町では、訓練以降、災害救助協力隊の設置をはじめ観光業界と連携した防災訓練や緊急連絡体制を整備した。山中湖村も大規模災害に備え、大容量の洪水調節池建設に着手した。

昨年9月、富士山の林道沿いで噴気が発見され一時緊張が走ったが、火山防災意識の高まりを受けて風評や流言もなく、正確な情報収集・提供に冷静な対応がとられるようになった。

### 火山防災マップなどの活用

今回報告されたモデルとなるマップを基に、当面、地域版（北麓）マップが作成され、このマップを基に、緊急火山情報が出された時の避難区域や避難道路、避難所や避難方法、また、大規模な噴火に備え、緊急輸送路や応援ルート、防災拠点などの設定、降灰除去やインフラ関係などについて検討する。それらが総合的に県や市町村の地域防災計画に位置づけられ、本格的な火山防災対策が始まるのである。

県では、市町村が行う火山防災マップや地域防災計画の作成を積極的に支援していくとともに、県版火山防災マップの作成をはじめ、小中高校の防災教育リーダーを活用した児童生徒への啓発にも着手している。県の環境科学研究所では国の関係機関や大学の研究室との火山防災関係の情報交換を推進する一方、荒牧委員長をはじめ関係者を所長や客員に迎え、地元自治体や住民への火山防災情報の提供や火山との共生などの普及啓発に努めている。

今回作成された、世界に誇れる火山防災マップなどの素晴らしい成果を、有効に生かせるかどうかは行政や住民一人ひとりの今後の対応にかかっている。また、新たに富士山火山広域防災検討委員会の設置が決定されたことを受け、今後とも国や関係自治体、学識者の皆様と一層連携を密にし、富士山火山防災対策の確立を目指していきたい。

# 平成16年版 防災白書まとまる

平成16年版防災白書がまとまりました。この報告書は、災害対策基本法第9条第2項の規定に基づき、「防災に対してとった措置の概況」および「防災に関する計画」を閣議決定し、国会への報告を行うものです。概要は以下のとおりです。

## < 全体構成 >

### 「防災に関してとった措置の概況」

#### 第1部 災害の状況と対策

##### 序章 新たな防災行政の視点

##### 第1章 我が国の災害の状況

災害を受けやすい日本の国土と自然災害の状況

平成15年に発生した主要な災害とその対策

##### 第2章 我が国の災害対策の推進状況

中央防災会議の活動

被災者生活再建支援制度の拡充

東南海・南海地震対策

首都直下型地震対策

阪神・淡路大震災の復興対策等

防災訓練

震災対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

風水害対策

防災情報体制

東海地震対策

火山災害対策

##### 第3章 国民の防災活動

防災とボランティア

民間と市場の力を活かした防災力向上と防災まちづくりの推進

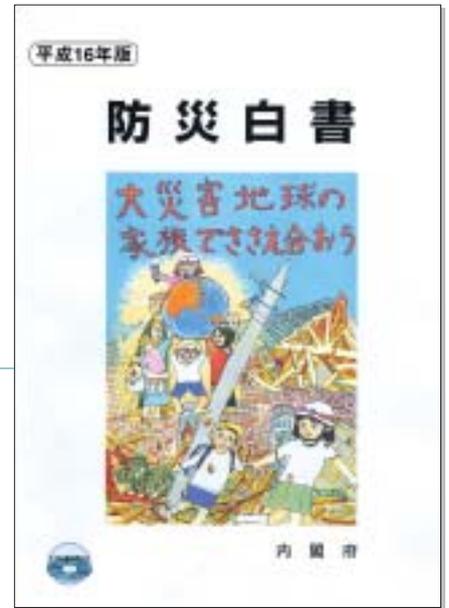
##### 第4章 世界の自然災害と国際防災協力

世界の防災における課題と進むべき方向

国連防災世界会議の開催に向けて

#### 第2部 平成14年度において防災に関してとった措置の概況

#### 第3部 平成16年度において実施すべき防災に関する計画



## 新たな防災行政の視点

かつては風水害で大きな被害が発生しましたが、近年では千人を超える死者は出ていません。一方、東海地震や東南海・南海地震などの海溝型巨大地震や大都市での地震は、広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想され、政府として重点的に対策に取り組んできています。しかし、地震防災施設の整備状況は必ずしも十分ではなく、事前対策を中心として被害の軽減を図ることが重要です。特に、人的被害をもたらし要因そのものを抑える「減災対策」が重要であり、具体的には、住宅・建築物の耐震化や情報伝達を通じた避難体制の整備が考えられます。

- ・耐震化については、想定される震度からみて、特に緊急に対策を講ずべき地域（例えば想定震度6強以上）に重点を置いて、住宅や学校・病院をはじめあらゆる建築物や構造物について、早急に対策を実施することが求められている。

- ・また、地震や津波を発生後できるだけ早く検知し、住民等へ伝えることは、海溝型地震の場合特に重要であり、緊急地震速報、必要な地域における防災行政無線の整備促進などが、今後の重要な課題。

こうした喫緊の課題に対して、政策目標を明示し、それを社会全体で共有することが重要と考えられます。こうした「成果重視の行政運営」の考え方を防災の分野においても、減災対策の促進や数値目標の設定が必要との声があります。また、国内外でも次のような具体的な目標設定の例があります。

米国 FEMA	2008年度までに災害による経済被害を100億ドル軽減する（FEMA戦略計画）
静岡県	東海地震で予想される死者数2,600人を平成22年度までに大幅に減少させる
東京都	早急に整備すべき市街地（不燃領域率40%未満の面積）を5,800ha（1996）から2015年度にはゼロにする（東京構想2000）

国	平成17年の交通事故死者数を推計値10,800人から2,200人～2,300人低減させる（第7次交通安全基本計画（平成13年3月閣議決定））
	多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率を15%（平成13年）約2割（平成19年）に、住宅の耐震化率を平成19年に約65%にする（社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定））

このように、業績や成果に関して目標を設定し、責任を明確にしつつ、社会全体で共有し、実際に行われた事業の結果を事後的にも評価するシステムを導入し、《大規模地震に対する防災行政の戦略》を打ち立てる必要があります。

特に緊急の課題である大規模地震対策に関して、各年の予算の柱となる「防災対策の重点」の前提となるような戦略的指針を示し、各種施策をよりメリハリのある形で重点的に実施することが望まれます。

- 例えば、大規模地震災害による人的被害、経済被害の軽減について、「今後 年間で半減する」というような具体的な目標を定め、それを共有化するとともに、各種投資と減災効果の把握に関する手法の確立を図り、達成状況をモニタリングすること、また、目標実現のために、甚大な被害が想定される地域に係る対策を優先的に実施するなど、具体の対策についても「選択と集中」による重点化を図る。

今後、関係府省間で検討を開始し、平成16年度中に結論を得ることを目指しています。

### 平成15年に発生した主要な災害とその対策

平成15年は、5月に宮城県沖を震源とする地震、7月に宮城県北部を震源とする地震、さらに9月には十勝沖地震が発生しました。また、梅雨前線や台風などによる風水害が7月から9月にかけて発生し、平成15年から16年にかけての冬季には降雪などによる被害も発生しました。

三宅島では平成12年の噴火以来、火山ガスの放出が継続（平成16年1月現在においても1日あたり3,000～10,000トンの二酸化硫黄を放出）しており、島民は長期にわたる避難生活を余儀なくされています。内閣

府、東京都および三宅村は「三宅島帰島プログラム準備検討会」において、帰島に向けて必要となる安全対策、基盤整備、生活支援などに関する対策と課題について、平成16年3月に報告書を取りまとめました。今後、村が実施する意向調査などをふまえ、同プログラムに基づき、都、村と連携して帰島に向けた着実な準備を実施することとしています。

### 防災訓練

大規模地震の発災時などには、防災関係機関、地域住民等が緊密な連携のもと、情報の収集・伝達体制、救急・救助、医療、消火などの災害応急活動を迅速かつ適切に実施する必要があり、実践的な防災訓練が不可欠です。

政府は、毎年9月1日の「防災の日」に東海地震および南関東地域直下の地震を想定した大規模な総合防災訓練を実施しています。平成15年度は、南関東地域直下の対応訓練を八都府市合同防災訓練と連携して行い、初めて自衛隊、警察、消防、医療機関が連携した広域応援、救護班の派遣、重篤患者の搬送などの実践的な訓練を実施しました。

また、平成16年1月には、東海地震を想定した大規模な図上訓練を新しい情報体系に基づいて実施し、東海地震応急対策活動要領の検証を行いました。

### 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者の居住の安定を支援することは、阪神・淡路大震災以来、長年の懸案事項となっていました。

今般、被災者生活再建支援法の一部改正がなされ（平成16年4月施行）、住宅の再建などに係る費用について最大200万円を支援する居住安定支援制度の創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充が図られました。

具体的には、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居などに際し、被災者が現実に負担する経費（解体・撤去費、ローン利子などの居住関係経費）を幅広く支援対象とし、旧法に基づく100万円を上限とする生活再建支援金に加え、最大200万円の支援金を支給するもので、典型的な個人資産である住宅に係る支援について、さまざまな議論がある中で、可能な限り「公助」としての充実を図ったものです。

平成15年に発生した主な災害

月 日	災 害 名	主な被災地など	死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
5月26日	宮城県沖を震源とする地震	東北各県	0	174	2	21	2,404
7月18日～21日	7月梅雨前線豪雨	中国、四国、九州地方中心	23	25	51	56	161
7月26日	宮城県北部を震源とする地震	東北各県	0	677	1,276	3,809	10,976
8月7日～10日	台風第10号	ほぼ全国（35都道府県）	19	94	28	27	559
9月10日～14日	台風第14号	ほぼ全国	3	110	18	87	1,437
9月26日	十勝沖地震	北海道および東北各県	2	849	116	366	1,580
15年～16年冬季	雪害	北海道、東北および北陸など	22	265	1	0	56

## 東海地震対策

東海地震対策については、新たな想定震源域に基づく被害想定を検討結果をふまえ、平成15年5月の中央防災会議において、予防対策から災害発生後の対応まで含めた国としての初めてのマスタープランとなる「東海地震対策大綱」が決定されました。

このうち、特に人命に関わる耐震化などの対策を進めるため、同年7月に「東海地震緊急対策方針」を閣議決定し、住宅の耐震化や津波対策などの防災対策について実施主体と期限を明示して取り組みを強化することとしました。

これらをふまえ、警戒宣言前から発災後の広域応急対策活動を的確に実施するため、防災機関がとるべき行動内容を規定した「東海地震応急対策活動要領」が同年12月の中央防災会議で決定されました。

## 東南海・南海地震対策

東南海・南海地震については、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされ、東海から九州の震源域に近い太平洋沿岸を中心に地震の揺れや津波により広域かつ甚大な被害になるとの被害想定が公表されました（平成15年9月東南海、南海地震等に関する専門調査会）。

議員立法により制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成15年7月25日に施行され、同法に基づき、1都2府18県652市町村の広域に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域が同年12月に内閣総理大臣により指定されました。また、平成16年3月には、津波防災体制や広域防災体制の確立などの対策の基本的方針等を定めた「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」が中央防災会議において決定されました。

## 風水害対策

最近では各地方公共団体で、自然災害による被害の可能性を示すハザードマップや被害想定などの防災情報が数多く提供されるようになっており、洪水ハザードマップについては、301市町村で作成が完了（平成16年3月現在）しています。

## 火山対策

火山噴火の影響範囲や避難施設などを示したハザードマップは、「活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山」13のうち12火山（海底火山を除く）を含む、全国の37火山について作成されています。

また、富士山では、地方公共団体や関係省庁による「富士山火山防災協議会」を開催し、連携を取りつつ

富士山火山防災対策の検討やその基本となる富士山火山防災マップの作成を進めています。

## 阪神・淡路大震災への復興対策等

震災から10年の節目となる平成17年1月に兵庫県神戸市において開催される「国連防災世界会議」（後述）に向け、国際社会向けや国民生活に密着した教訓集を作成するとともに、初動から復旧・復興までの各段階の国・地方公共団体の対応に関する行政情報を整理し、阪神・淡路大震災の教訓を国内外に発信していくこととしています。

## 国民の防災活動

災害に対する「自助・共助」の役割の重要性に鑑み、市民や企業、NPOなどの連携による地域の防災力の向上を図る取り組みを推進するため、中央防災会議に「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」が設置され（平成15年9月）、「市場・防災社会システム」や「防災まちづくり」を推進する観点からの検討が進められています。

## 世界の自然災害と国際防災協力

わが国は防災先進国として国際防災協力を積極的に行っており、わが国の提案により、阪神・淡路大震災から10年の節目となる平成17年1月に、兵庫県神戸市において「国連防災世界会議」を開催することが第58回国連総会において全会一致で採択されました。本会議においては、「横浜戦略とその行動計画」（1994年国連防災世界会議）の見直しの結果をふまえ、21世紀の新しい防災指針を策定するとともに、災害による被害の軽減を目指した具体的活動内容を検討することとしています。

## 平成14年度において

### 防災に関してとった措置の概況

平成14年度において各省庁は、予算額約3兆7,800億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧などの防災に関する具体的措置を実施しています。

## 平成16年度において

### 実施すべき防災に関する計画

平成16年度において各省庁は、予算額約2兆7,300億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧などの防災に関する具体的措置を講じる予定です。

# 比較的新しい住宅の耐震性能について

## 昭和56年以降に建てた住宅は安全か？

これまでの3回で昭和56年以前に建てられた住宅の地震被災度が高いことを述べ、それらの住宅の耐震化を図る施策が国や自治体において進められていることを説明してきましたが、今回は昭和56年以降の住宅の耐震性について述べることにします。

図1に、阪神大震災の木造住宅の年代別被害割合を示しました。古い住宅ほど被害が大きいものが多く、新しくなるに従って被害が少なくなることが一目瞭然です。特に昭和60年以降の住宅の被害が極端に少ないことがわかります。理由はいくつか考えられます。例えば、建築基準法が昭和56年に改正され、それ以降の住宅では地震に抵抗する要素である壁の量が増えたこと、住宅金融公庫の融資を受けた住宅が数多くあり、公庫融資住宅では壁の作り方や接合の方法を細かく規定していること、比較的新しいので老朽化が進んでいなかったこと、などです。しかし、昭和56年以降に建てた住宅の中にも甚大な被害を受けた住宅もありました。建築基準法は平成12年に再び改正をしていますが、そこでは昭和56年以降に建てられた住宅の被害の実態もふまえて、規制の強化を行っています。平成12年の改正で強化した部分に欠点がある住宅は、大地震での被災確率が同年代に建てられた他の住宅より高いと言えます。

## 接合部と壁の配置の重要性

平成12年で強化されたところをいくつか見ていきましょう。まず接合部です。壁の強さや壁の位置による接合部の仕様が具体的に提示されました。当然、強い壁ではそれに応じた強い接合部が必要になります。また、建物の隅に配置された壁と中央部にある壁では、隅の方に強い接合部が必要になります。

また、壁を含む軸組の配置に対しては、これまで「釣り合いよく配置する」とだけでその具体的な方法が規定されていませんでした。平成12年の改正では適正な配置の確認の方法を具体的に示しました。例えば、南側に配置した居間の日当たりをよくするた

めに、南面に大きな開口部を設け、その分必要となる壁を北側に配置したような住宅がよくあります。このような住宅は、壁の釣り合いがよくないことが考えられます。釣り合いがよくないと壁の少ない方の変形が大きくなり、そちらの側から壊れやすい建物となってしまいます。

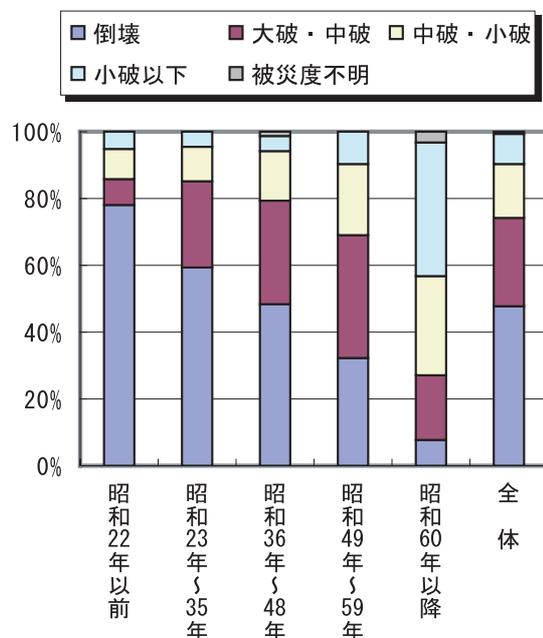


図1 木造住宅2階建ての年代別被害 (日本建築学会近畿支部調べ)



接合金物の仕様が明確化されました(実験時の写真)

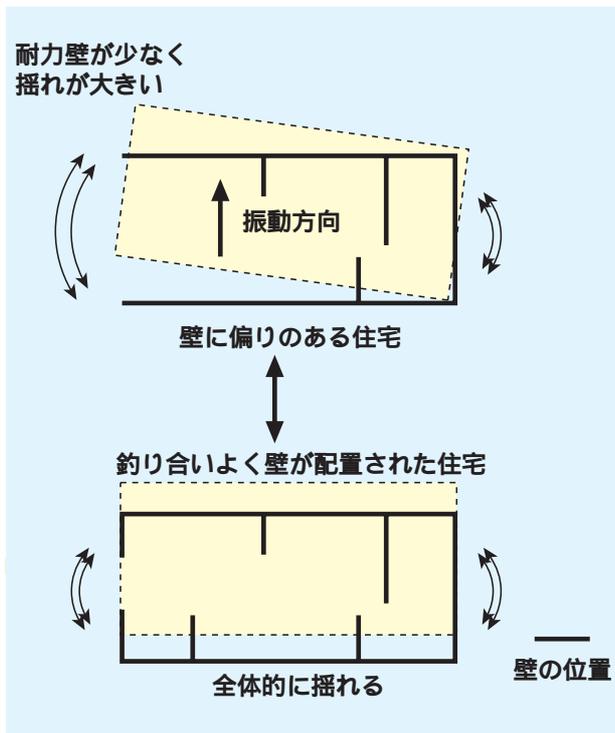


図2 壁配置の重要性

### メンテナンスの重要性

昭和56年と言えば現在まで22年が経過したことになります。当然、その間に大風、大雨などに見舞われるようなこともあり、当初は考えられなかった雨漏りが生じたこともあるかもしれません。このような被害は外見ではわからないこともあります。また、水周りなどでは乾湿の繰り返しによって、木材の劣化が生じて、当初の耐震性能が低下している場合もあります。さらに、木造部分だけでなく、鉄筋コンクリートの基礎部分で、地盤の沈下などに起因するひび割れが発生し、コンクリート内部の鉄筋に錆が発生していることも考えられます。昭和56年以降だからといって劣化がないと安心せず、床の傾斜や外壁や基礎のひび割れに気づいたら、専門家による点検も場合によっては必要です。

### 増改築をしたものは？

新築してから15年程度経過すると、何らかの増改築がなされる例が多く見られます。新築時には基準法に適合していた住宅が、改築によって不適格になる、不適格とならなくとも、補修改修の際、既存部と増築部の接合が適切に行われなかったために、耐震性が低下するといったことも考えられます。実際、地震時に接合部分で損傷を生じたという事例もあります。確認申

請などの必要な手続きを省略して増改築を行った場合、さらに平屋建てを2階建てに増築したものや、増改築時に壁や柱の撤去などをしたといった場合は、特に注意が必要です。

### 地盤や立地条件は大丈夫か？

昔から住宅地として利用されていた土地は比較的地盤のよいところを選んでいられるとされています。しかし、近年、住宅地の不足から、埋立地、さらにはがけ地や急傾斜地などであっても、盛り土や切り土することによって住宅地としての利用がなされています。このような地盤では、地盤の悪さに起因して地震動が増幅され、上部構造の振動が大きくなり、過大な揺れで建物が損傷を受けやすくなります。建物がしっかり建築されていたとしても、地盤や擁壁の崩壊によって建物全体や部分的な倒壊がしてしまうようなことが起こる可能性があります。

### 昭和56年以降の建物でも

#### 耐震診断をお勧めします。

現在、日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」の改訂作業が急ピッチで進められています。この改訂では、これまでの研究で得られた最新の知見が診断方法に反映されています。つまり、前述した平成12年の建築基準法の改正の技術的な背景や、住宅の品質確保促進等に関する法律の制定にともなう耐震性能の評価基準での技術的な検討結果が反映され、基準法で求めている耐震性能と同じ性能があるかを評価できるものとなっています。例えば、接合部や壁の配置、必要な床の性能、さらには立地条件といった項目や内容を見直し、住宅の細部までをチェックし、これまでよりも精度よく耐震性能を把握できるようにしました。加えて、これまで診断の対象は軸組構法だけでしたが、枠組壁工法、さらには3階建ても診断できるような構成となっています。また、一般の居住者が診断する「わが家の耐震診断」は、質問形式で簡単に診断ができるようまとめられています。

本誌が出る頃には新しい診断法の講習会が始まり、「誰でもできるわが家の耐震診断」のパンフレットも手に入る頃だと思います。ぜひ新しい診断法でお住まいの住宅を一度診断してみたいかがでしょうか。

(執筆：独立行政法人 建築研究所 五十田 博)

# 風水害相次ぐ

日本列島は、6月末から7月にかけて風水害が相次ぎました。6月に台風第6号が上陸したのをはじめ、停滞した梅雨前線の活発化にともなう豪雨により、新潟県、福島県、福井県などで大きな被害が発生しました。

## 平成16年7月新潟・福島豪雨災害

梅雨前線活動の活発化にともない、7月12日夜から13日にかけて新潟・福島の両県で豪雨となり、特に長岡地域と三条地域を中心とする地域で激しい雨が降り、さらに16日から18日にかけて、断続的に強い雨が降りました。これらの豪雨により、五十嵐川(三条市)、刈谷田川(中之島町、見附市)、能代川(村松町)、稚児清水川(見附市)、猿橋川(長岡市)、中之島川(中之島町)で、堤防が破堤しました。新潟県下の3市町では6,159世帯に避難指示が、また、福島県の4町村と新潟県の23市町村、計24,543世帯以上に避難勧告が出されました。自衛隊や、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁などが、孤立した住民をボートや航空機などで救助にあたりました。

新潟県と福島県を合わせて、死者・行方不明者16名、負傷者3名、住家被害として全壊22棟、半壊144棟、床上浸水3,660棟、床下浸水22,209棟の被害が発生しました。

政府は、7月14日に新潟県へ井上防災担当大臣を団長とする政府現地調査団を、7月15日に佐藤内閣府副大臣を団長とする政府現地調査団を福島県へ派遣し、対策にあたっています。また、7月19日に小泉内閣総理大臣が新潟県の現地を視察しました。新潟県は三条市など7市町村で被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援制度を適用することを決めました。

新潟県は、長岡市、三条市、見附市、中之島町、栃尾市、三島町、和島村に対し、災害救助法の適用を決定しました。(以上内閣府発表：7月21日12時現在)

## 平成16年7月福井豪雨災害

7月17日夜から18日にかけて、北陸地方と岐阜県で



避難所の様子(新潟県三条市内 7月14日)

大雨となり、福井県美山町などで18日朝から昼前にかけて豪雨となりました。福井市および池田町では13,000世帯以上に避難指示が、福井市、鯖江市、美山町など7市町で、計41,887世帯に避難勧告が出されました。この豪雨により、足羽川(福井市と美山町の6箇所)と清滝川が破堤しました。福井県下で、死者・行方不明者5名、負傷者12名、住家被害として全壊45棟、半壊127棟、床上浸水3,435棟、床下浸水8,095棟の被害が発生しました。内閣府は、新潟・福島豪雨から引き続き、情報対策室で情報の収集に努めたほか、自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁などによる孤立者救助などがなされました。福井県は、福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に対し、災害救助法の適用を決定しました。(以上内閣府発表：7月21日12時現在)

## 佐賀県における突風災害

6月27日午前7時頃、佐賀県内を竜巻と見られる突風が吹き、佐賀市で軽傷15名、佐賀市、鳥栖市、千代田町で全壊13棟、半壊34棟、一部破損322棟の被害が発生しました(消防庁調べ：7月2日現在)。佐賀県は佐賀市に対し、今年4月に一部改正された被災者生活再建支援法の第1号となる適用を決定しました。

## 台風第6号による被害

台風第6号は、6月20日から21日に、沖縄から関東にかけての31都道府県に被害をもたらし、死者・行方不明者5名、負傷者118名、全半壊3棟、一部破損149棟、床上・床下浸水42棟の被害が発生しました(消防庁調べ：7月6日9時30分現在)。

## 5月～7月の海外緊急援助(自然災害関連)

対象国	災害	災害期間	供与決定日	供与内容
ミャンマー連邦	サイクロン	5月19日	5月28日	約1,000万円の緊急援助物資(毛布、浄水器、ポリタンク、プラスチックシートなど)
ドミニカ共和国	豪雨	5月23～24日	5月26日 6月4日	約1,000万円の緊急援助物資(毛布、テント、発電機、スリーピングマット、石鹸など) 15万ドル(約1,650万円)の緊急無償資金協力
ハイチ共和国	豪雨	5月23～24日	5月28日 6月4日	約1,000万円の緊急援助物資(毛布、テント、発電機など) 世界食糧計画(WFP)を通じた、22万5,000ドル(約2,475万円)の緊急無償資金協力
ニカラグア共和国	豪雨	6月24日～7月初旬	7月8日	約1,150万円の緊急援助物資(毛布、テント、発電機、スリーピングマット、石鹸など)



# 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画

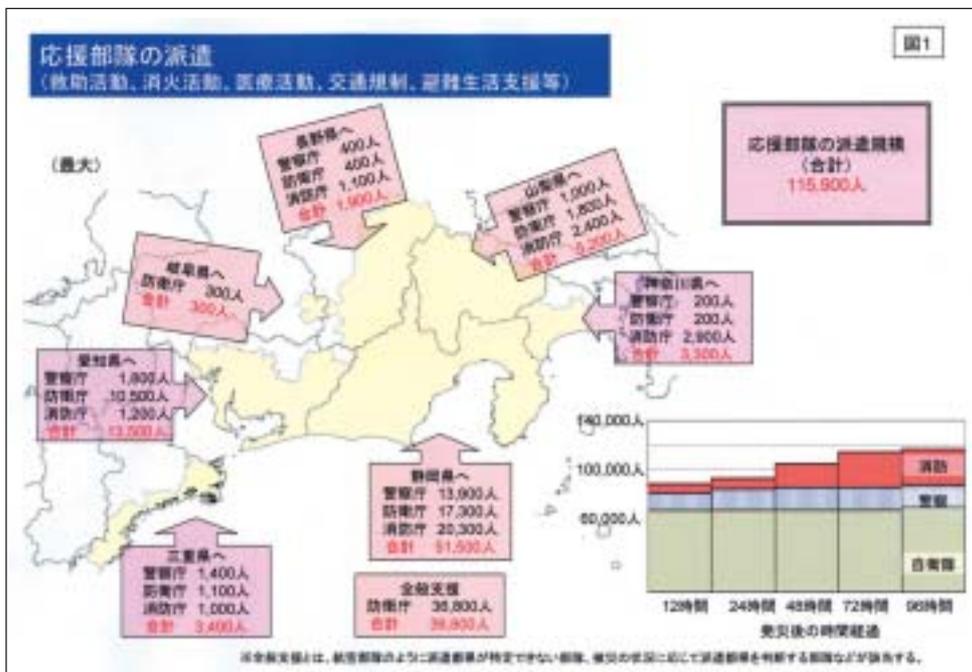
平成16年7月29日の中央防災会議幹事会において、『東海地震応急対策活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画』が申し合わされました。平成16年12月の中央防災会議で決定した「東海地震応急対策活動要領」に基づき、東海地震に係る救助活動、消火活動、医療活動、物資調達、緊急輸送について、被害想定に基づいた具体的な活動内容を計画したものです。

本計画は、警戒宣言が発せられ準備行動が終了していることなどを前提とする計画であり、今後、突発的な地震発生などへ対応するための計画の策定・見直しが必要です。また、地震発生後、被害状況が判明した場合には適切に活動内容を変更する必要があります。

## 1 救助活動、消火活動などに係る計画

警察庁、防衛庁および消防庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援など多岐にわたる活動に従事する。これらの活動をすべて含む応援部隊の派遣規模は、図1のとおりとする。

応援部隊には、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない。



## 2 医療活動に係る計画

### (1) 広域医療搬送活動計画 (固定翼輸送機や大型回転翼機を使用した広域医療搬送活動の計画)

広域医療搬送の対象となりうる患者(症状)の考え方

被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者が広域医療搬送の対象となりうる患者(症状)である。

#### (症状例)

- ・頭、胸、腹部などに中等度の外傷がある患者
- ・身体の一部が家屋に挟まれたなどの既往がある患者(クラッシュ症候群)





- ・全身に中等度以上の熱傷がある患者  
本計画で対象とする広域医療搬送目標患者数および広域医療搬送に従事する医師等の派遣数  
本計画で対象とする広域医療搬送目標患者数および広域医療搬送に従事する医師等の派遣数は、図2のとおりとする。

### (2) 非被災都道府県からの救護班派遣（広域医療搬送に必要な医師等以外の救護班派遣）

現在、制度的に救護班派遣体制を有している医療機関としては、国立病院機構の病院（全国で154施設）、国立大学病院（全国で42施設）および災害拠点病院（全国で542病院）で原則として1施設から1班ずつ救護班を編成することとしており、日本赤十字社では全国で約480班の救護班を編成する体制をとっているほか、自衛隊においては全国で約70チームの救護班を編成することを予定しているが、これらの医療機関のみで、1,500班を超える救護班数を確保することはむずかしい。

## 3 物資調達に係る計画

物資の応援必要量については、消防庁が非被災地方公共団体の備蓄物資の調達を調整する、消防庁による調整によっても物資が不足する場合に、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省および経済産業省）が関係業界団体等を通じて物資の調達などを行うことを

原則とした。ただし、遠隔地からの輸送は非効率であるため、被災地までの距離も勘案して調達先を定めた。

### (1) 飲料水の調達計画

被災地方公共団体の水道事業者等の給水車や耐震性貯水槽を利用して計算すると、ほとんどの都県で飲料水の応援は不要となり、長野県のみ不足分が発生する。これについては、厚生労働省による非被災地方公共団体の水道事業者等との調整によって、供給する。

以上をふまえて、飲料水を図3のとおり調達する。

### (2) 食料の調達計画

食料の調達については、発災後から3日程度までと、4日程度から1週間までに分けて計画する。3日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、3日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、4日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食料の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとした。ただし、遠隔地からの輸送は非効率であるため、被災地までの距離も勘案して調達先を定めた。

以上をふまえて食料を図3のとおり調達する。





(3) その他の物資の調達計画

その他の物資についても図3のとおり調達する。

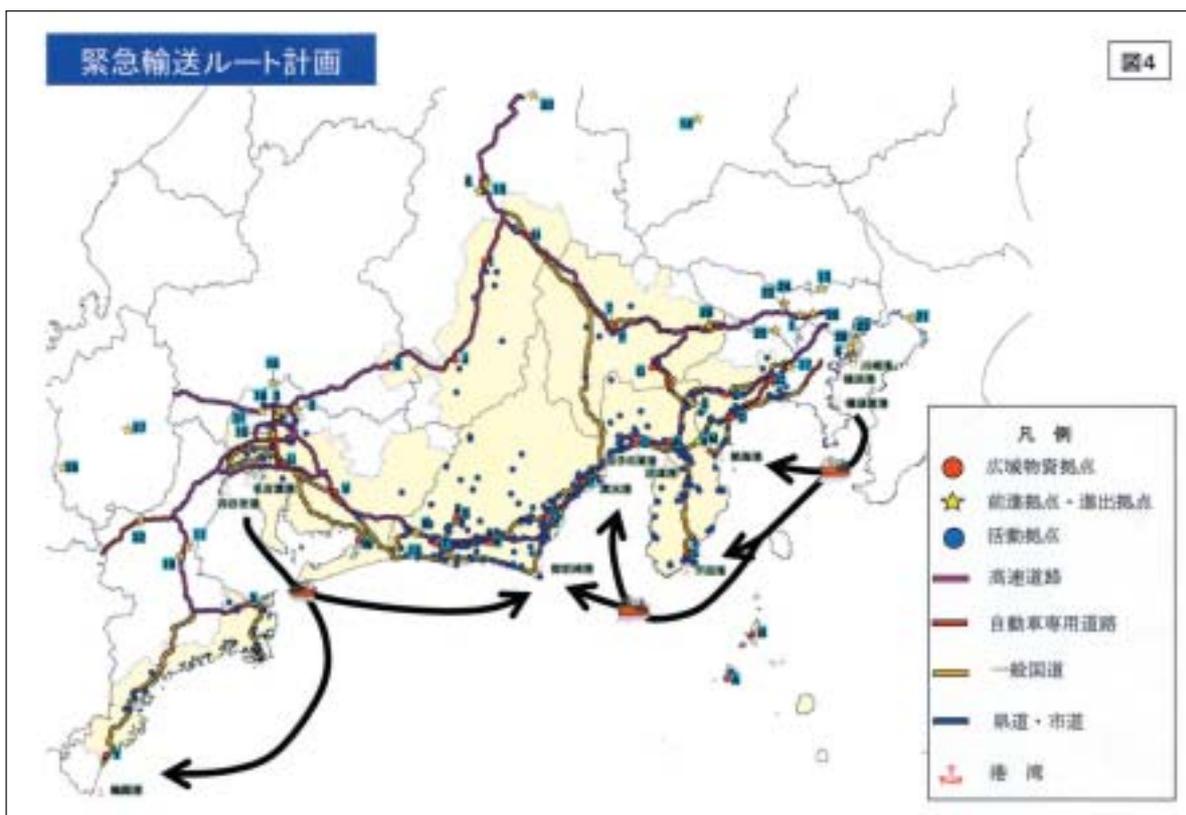
(4) 広域物資拠点

非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点（「広域物資拠点」）を右表のとおり定める。広域物資拠点は、主要な道路などとの近接性、地理的配置の状況などを勘案し、各都県ごとに2～9箇所を定める（表参照）。

4 輸送活動に係る計画

部隊の進出予定路線、広域物資拠点の位置などを勘案して、緊急輸送ルートを図4のとおり定める。なお、崖崩れなどにより、一部の道路が寸断された場合には、緊急河川敷道路、臨港道路などの道路も含め代替道路を選定し、緊急輸送ルート計画を変更するものとする。また、広域的に道路が寸断された場合にも備えて、海上輸送ルートを定めておく。

広域物資拠点	東京都2箇所、神奈川県3箇所、山梨県2箇所、長野県3箇所、岐阜県1箇所、静岡県9箇所、愛知県3箇所、三重県2箇所 合計 25箇所	表
前進拠点・進出拠点	警察庁12箇所、防衛庁7箇所、消防庁12箇所	
活動拠点	東京都3箇所、神奈川県30箇所、山梨県8箇所、長野県11箇所、岐阜県1箇所、静岡県211箇所、愛知県20箇所、三重県16箇所 合計 300箇所	
緊急輸送ルート  部隊進出、物資輸送を考慮	高速道路：東名高速道路、中央高速道路等7路線 自動車専用道路：横浜新道、小田原厚木道路、名古屋高速等12路線 一般国道：1号線、19号線、20号線、23号線等19路線 県道、市道：14路線	
港湾 耐震バースが整備されている港湾を指定	川崎港、横浜港、横須賀港、熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港、名古屋港、四日市港、鶴殿港	





# 国連防災世界会議に向けた準備状況について

国連国際防災戦略（ISDR）事務局によるセカンドアナウンスメントの発表

2005年1月18日から22日まで兵庫県神戸市において国連防災世界会議が開催されます。第1回準備会合などの検討をもとに、6月末に国連国際防災戦略（ISDR）事務局から、セカンドアナウンスメントが公表され、国連防災世界会議の構成案や参加のための情報などが発表されました。

セカンドアナウンスメントの全文（英語版）は、国連国際防災戦略（ISDR）事務局の国連防災世界会議のウェブサイト（<http://www.unisdr.org/>）を、また、日本語仮訳版は国内向け国連防災世界会議のウェブサイト（<http://www.bousai.go.jp/wcdr/>）をご覧ください。

## 政府間会合

国連防災世界会議は、国連加盟国、関係国連機関などが参加する「政府間会合」、政府間会合と密接に関係し個別のテーマを議論する「テーマ別会合」、一般が参加可能な「パブリックフォーラム」から構成されます。

この中でも最も中心的な役割を果たす政府間会合では、「横浜戦略とその行動計画」（1994年国連防災世界会議）の見直し結果をふまえ、21世紀の新しい防災指針を策定します。さらに、国際社会における防災活動に弾みをつける宣言文書を発表し、国際社会が共有する明確な目標や10年間の行動メニュー（各国による防災戦略策定の基礎）、会議成果のフォローアップの仕組みを示した実施計画をとりまとめます。政府間会合は、国連加盟国、関係国連機関、国連の認証を受けたNGOなど、入場パスの発行を受けた方々のみ参加できます。

## テーマ別会合

政府間会合の議論を補完するために行われます。

### 円卓討論会

世界会議における政治的な機運を高め、会議を広く全世界にアピールするために、国連加盟国と関係国連機関の代表者などハイレベルの方が出席する円卓討論会が開かれる予定です。

### クラスター別会合

政府間会合で議論される会議成果に直接関連し、政府間会合の議論のテーマとなるであろう次の5つの項目についてそれぞれ議論を行います。

- ガバナンス：リスク削減に向けた制度的・政策的枠組み
- リスク特定、評価、監視、早期警報

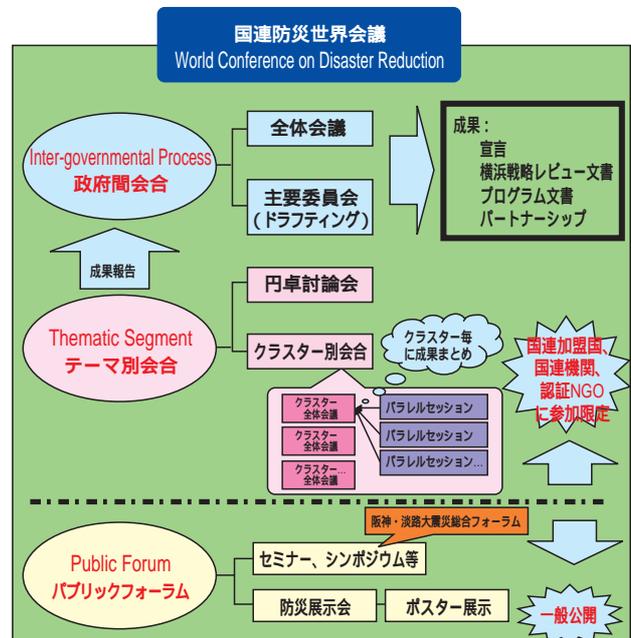
- 知識と教育の活用：災害に強いコミュニティの構築
- 潜在的なリスクの削減
- 適切な対応への備え

これらのクラスター別会合は、さらにいくつかのパラレルセッションに分かれて議論され、クラスター別に集約された結果が政府間会合へ報告されます。パラレルセッションの主催者は、国連加盟国、関係国連機関、国連の認証を受けたNGOなどが想定されています。

## パブリックフォーラム

一般の方も参加可能なシンポジウム、展示ブース、ポスター展示およびNGOセンターから構成されます。一般参加シンポジウムは神戸国際会議場で、展示ブース、ポスター展示、NGOセンターについては神戸国際展示場で開催される予定です。これらの事業は主催者を広く募集しており、ここで事業を行いたい団体は、国内向け国連防災世界会議のウェブサイト（<http://www.bousai.go.jp/wcdr/>）で8月31日まで申し込みが可能です。

なお、パブリックフォーラムの一環として、ポートピアホールでは、阪神・淡路大震災総合フォーラムが開催されます。これは、国と地元が連携して、阪神・淡路大震災の初動体制から復旧・復興にいたるまでの過程を通じて学んだ経験や教訓をとりまとめ、国内外に発信し、今後のさまざまな防災活動に活かしていくものです。



## 記者の眼



# 被災者を見守り続けるラジオ

毎日放送ラジオ局報道部 田中智佐子



地震はわずか10数秒の出来事だが、それがもたらす震災は一生続く。兵庫県南部地震から10年を迎えようとしている被災地では、このことをしばしば思い知らされる。

MBSラジオには、震災の年から毎週放送している番組がある。「ネットワーク17」。「あの震災を語り継ぐ」ことを目的にスタートし、その後「将来の地震に備える」という柱も加わった。震災遺族や地震の専門家などを招いて43分間の生放送を届けている。

神戸市長田区のSさん夫妻には七回忌を終えた頃、番組に出演してもらった。震災では80歳を過ぎた両親を亡くした。毎日親子孫3代で夕食をとる仲のよさ。妻はおかずを持って、足が不自由だった姑のもとをしょっちゅう訪ねていた。

地震の前夜も同じ日常が繰り返されていた。両親の家で夕食を終えた一家は「おじいちゃんおばあちゃん、また明日」と手を振って別れたという。それが最後だった。

1月17日の朝、Sさんが駆けつけるとすでに両親の家はガレキの山だった。何時間もかかって遺体を発見した。父はすぐに即死だとわかった。しかし、母が見つからない。近所では「お母さんの声が聞こえた」と言う人もあり、半狂乱になってガレキを掘り返したという。発見された母の頬は紅潮していた。「もう少し早く見つけていれば、息があったのではないか」。その思いは、長く夫妻の心を苦しめた。

近くの高校が安置所だった。はじめは遺体、やがて焼け出された遺骸が運ばれてきたという。「ダンボールに入った骨をゴミと間違えて捨てられた人もありました」。夜になると停電の中、監察医が懐中電灯で巡回した。ポオーという発電機の音。すすり泣き。時折「なんでこんなことになったんや!」「ちゃん!」という振り絞るような声。Sさんの両親もわずか10分の慌しい検視を受けた。「即死です。苦しまずに逝かれましたよ」。監察医のこの言葉に救われたという。

語り終わると、妻はSさんの目を覗き込んだ。「死水とる水もなかったわね。そしたら、どなたかがコップの水をくださって。飾るお花もなかったから、道端のお花を摘んで。回ってきたお寺さんにお経をあげていただいてようやく落ち着いたのよね」。

妻は少し目を潤ませ「ルミナリエを見たときは、死者の魂が輝いていると感謝した」と微笑んだ。

生放送でこれだけのことを語ってもらったことに私たちは感謝した。しかし、異常な状態で送ったという事実は、その後も遺族の心の傷になっていたのだ。

今年2月、家の改装を終えたばかりのSさんを訪ねた。にこにこ笑うSさんの横で、妻が話し始めた。「七回忌でお墓を作ってほっとしたのもつかの間、実は主人が体調を崩して・・・」。聞くと、仕事から帰ると着替えたセーターを首から下へおろす力もなかったのだという。「とにかく疲れてる様子で・・・。」と妻。原因不明の不調は続いた。そんなある日、何気なく見ていたテレビから流れてきた言葉に2人は顔を見合わせる。それは女性住職のインタビューだった。「過去を思わず、未来を願わず、今あることを心してなせ」。過ぎ去ったことをくよくよよしない。「絶対にこうなりたい」と願うこともしない。日々を大切に生きる、という意味である。「これだね」。どちらからともなくこんな言葉がもれ、それから夫は徐々に回復したのだという。

「あんな形で送ってしまった。だから私たちは楽しい思いをしてはいけないという自責の念がずっとあった」とSさんは振り返る。一家は、震災の年から四国八十八カ所や西国三十三所の巡礼を続けている。親戚が「自分たちの幸せを考えなさい」といくら言っても耳には入っていなかった。それが、体が回復する頃ようやく「幸せに暮らすことが両親のためにもなる」という考えにたどり着いた。

取材を終え、ため息とともに私の口からこんな言葉が出た。「ご両親のためにと過ごした日々は、実はSさんの心が癒えるために必要なものだったんでしょうか」。夫妻は頷いた。

七回忌で気持ちの整理がついたと話す遺族は多い。が、気持ちは常に変化している。一度はメディアに語り始めたものの、その後また心を閉ざしてしまった遺族もいる。「ネットワーク17」は、そういう人たちをも長期的に見守っていきたくて考えている。音声はウェブでもお聞きいただける。

MBSラジオ 番組アドレス  
<http://mbs1179.com/117/>



## 「防災の日」「防災週間」について

9月1日は「防災の日」、8月30日～9月5日は「防災週間」です。

国や地方公共団体などでは、防災意識の高揚、防災知識の普及を図るため、毎年、「防災の日（9月1日）」と「防災週間（8月30日～9月5日）」の期間を中心に、防災フェア、防災訓練および各種講演会、講習会などの行事を実施しています。

内閣府では、この防災週間の行事として、「防災フェア2004」「防災ポスターコンクール」を実施します。



## 防災フェア2004

内閣府では、8月27日（金）より9月1日（水）まで、「みんなで守ろう わが家 わがまち」をテーマに防災フェア2004を開催します（主催：内閣府、札幌市、防災週間推進協議会）。

本年度は、「北の大地・札幌から“防災スピリット”発信」と題して、北海道札幌市で開催します。防災に関する知識を楽しみながら学べるイベントが多数予定されています。ぜひご来場ください。

日時	平成16年8月27日（金）～9月1日（水）
場所	北海道札幌市（サッポロファクトリー、JR札幌駅南口広場 ほか）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災見本市（防災関係機関・団体・企業の展示、防災グッズ・非常食などの展示）</li> <li>・ステージイベント（防災サバイバルクイズ、応急手当講座、気象予報士トークショー、チャリティーオークション）</li> <li>・車輛展示、体験コーナー（消防車輛などの展示、地震体験、強風豪雨体験装置、炊き出し訓練）</li> <li>・防災基調講演、シンポジウム</li> <li>・札幌市消防音楽隊によるコンサート</li> <li>・防災ポスター・パネル展</li> </ul>

## 「子ども見学デー」参加者募集

夏休みに子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会として、また、国の業務への理解を深めてもらうため、各省庁などが参加して「子ども見学デー」を実施します。内閣府でも、「内閣府の仕事を学ぼう!!」と題して、大臣との懇談、防災業務の紹介などをします。参加を希望される方は、**8月6日（金）（必着）までに往復ハガキにてお申し込みください。**みなさまのご応募をお待ちしています。

平成16年8月25日（水）13時～17時  
 平成16年8月26日（木）13時～17時  
 対象 小学生高学年、中学生40人程度  
 （各日20人程度、保護者は原則参加不可。）

このほか、当日は、参加自由なスタンプラリーも実施します。各省庁などの見学内容と地図が入った「子ども見学パスポート」を配りますので、お気軽にご訪問ください。



応募方法など、詳しくはこちらをご覧ください。

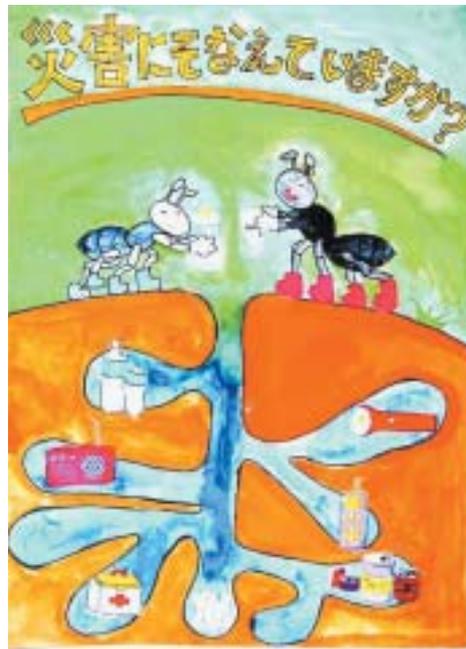
<http://www8.cao.go.jp/soumu/kodomo/index.html>

## 第20回防災ポスターコンクール

内閣府は、平成16年度における防災週間行事の一環として、関係機関などの協力を得て、広く一般から防災に関するポスター・デザインを公募することにより、防災意識の一層の高揚を図ることを目的に、「第20回防災ポスターコンクール」作品を募集し、優秀作品を表彰します（主催：内閣府、防災週間推進協議会 後援：消防庁、文部科学省）。

なお、平成15年度（第19回）は、児童（小学校低・中学年）の部、児童（小学校高学年）の部、学生の部、一般の部の4部門について合計7,556点の作品のご応募をいただきました。

詳しい応募状況、審査結果については、以下をご覧ください。  
<http://www.bousai.go.jp/>



第19回防災週間推進協議会会長賞受賞作品  
 児童（小学校低・中学年）の部

募集対象	児童（小学校低・中学年、幼児を含む）の部、児童（小学校高学年）の部 学生の部（中・高校生）、一般の部
募集作品	内 容： テーマ 地震・火山噴火・台風・豪雨・豪雪などの自然災害を対象にした「防災」に関するもの 例えば、次のことについての重要性を訴える内容のもの ・自然災害の恐ろしさの認識と正しい知識 ・家庭、学校、職場、地域等での防災に関する日頃の心構えや備え ・防災訓練や防災ボランティア、自主的な防災活動への積極的な参加 など <b>火災予防などの人的災害によるものはのぞきます。</b> これらのテーマを連想させる標語を入れた個人の作品で未発表のもの。 幼児および小学生低・中学年は、標語のない絵画だけでも可。 用紙等： 用紙は、A3判以上A2判以下の大きさの画用紙またはケント紙を使用してください。 画材、色数は自由とします。
応募期間	平成16年8月2日（月）～10月20日（水）（当日消印有効） <b>詳しい応募リーフレットを各都道府県・市町村宛に送付しております。</b>
作品の送り先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-42-14 28山京ビル7F 「第20回 防災ポスターコンクール事務局」宛
表彰の種類	防災担当大臣賞 ・児童（小学校低・中学年）の部（1名）...賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券12万円 ・児童（小学校高学年）の部（1名）.....賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券12万円 ・学生の部（1名）.....賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券12万円 ・一般の部（1名）.....賞状および副賞10万円 防災週間推進協議会会長賞 ・児童（小学校低・中学年）の部（1名）...賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円 ・児童（小学校高学年）の部（1名）.....賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円 ・学生の部（1名）.....賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円 ・一般の部（1名）.....賞状および副賞5万円 佳 作（10名程度）.....賞状および副賞図書券1万円 入 選（200名程度）.....賞状
審 査	防災専門家などから成る審査委員会を設け選考します（平成16年11～12月頃）。
審査結果発表	入選以上の受賞者への通知をもって発表といたします（平成17年1月頃）。 入選外の方への通知は省略させていただきます。
表彰式	「防災担当大臣賞」および「防災週間推進協議会会長賞」受賞者を対象に表彰式を行います。 （平成17年1～2月頃） 上記以外の受賞者に対しては、賞状などの送付をもって表彰に代えさせていただきます。
作品の使用など	優秀作品については「防災週間ポスター」、各種のパンフレットなどに使用するほか、防災関連行事などでの展示も行います。 応募作品の著作権は主催者側に帰属するものとし、応募作品は返却しません。
お問い合わせ先	内閣府政策統括官 災害予防担当参事官付（普及協力担当） TEL 03-3503-9394



## 「有珠山噴火災害教訓情報資料集」をホームページにオープン

「有珠山噴火災害教訓情報資料集」は、火山災害によって被る長期的影響の実態をふまえて、発災前の火山噴火特有の予知情報から発災後に生じた事態・対応・課題を「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」と同様に、データベース化してとりまとめたものです。

北海道南西部に位置する有珠山は平成12年3月31日に23年ぶりに噴火し、多くの方々が長期の避難生活を余儀なくされましたが、幸いにも噴火前の避難指示により1人の死傷者を出すこともなく対応できました。このことは、今後、噴火災害対策に取り組んでいく上での教訓にしなければいけないものです。

わが国は世界有数の「火山国」であることから、有珠山での教訓を多くの皆さんに活用していただき、将来起こるであろう火山災害への対応の参考にさせていただきたいと思えます。



有珠山噴火災害教訓情報資料集ホームページ <http://www.bousai.go.jp/usuzan/index.html>



## 「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」ホームページをリニューアル

「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」ホームページは、同災害に係る初動、応急復旧から本格的な復興に至る既存情報の収集・分析を行うことにより、今後の防災対策の検討に際して参考となる情報を体系的に見だし情報発信することを目的として、平成12年7月に開設したものです。

本資料集は、行政機関や学会の調査報告書、震災に関する新聞などの報道情報、その他の出版物から現地情報も含めて約9,000点を収集したもので、阪神・淡路大震災から得られた今後の震災対策につながるさまざまな教訓情報が体系的に整理されているとともに、新たに得られた教訓情報も定期的に追加して更新しています。

また、平成17年1月は阪神・淡路大震災から10年目であり、国連防災世界会議の開催や、国、県、市における復興の総括・検証での情報により、さらに内容の充実が図られる予定です。



阪神・淡路大震災教訓情報資料集ホームページ <http://www.hanshin-awaji.or.jp/kyoukun/>

内閣府(防災担当)人事異動

平成16年7月1日付	新	旧
政策統括官(防災担当)	柴田 高博 国土交通省大臣官房総括審議官から	尾見 博武 国土交通省国土計画局長へ
参事官(災害予防担当)	西川 智 (財)都市防災研究所アジア防災センター所長から	原 克彦 国土交通省四国運輸局次長へ
参事官(災害復旧・復興担当)	大江 雅弘 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長から	入澤 博 経済産業省大臣官房付へ(退職)
企画官	丸谷 浩明 国土交通省総合政策局建設振興課労働資材対策室長から	澁谷 和久 国土交通省都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室長へ
参事官補佐(地震防災情報システム担当)	井上 隆司 国土交通省道路局企画課付から	宮武 裕昭 国土交通省大臣官房付兼大臣官房監察官へ
参事官補佐(併任)	渡部 元 国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室課長補佐から	
平成16年7月9日付	新	旧
参事官補佐(通信担当)	清水 信作 総務省情報通信政策研究所研修部主席教官から	則武 潔 総務省情報通信政策局総務課課長補佐へ

6月～7月の動き

6月7日	第7回富士山ハザードマップ検討委員会の開催
6月29日	第3回富士山防災協議会の開催
6月30日	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第8回)の開催
7月6日	中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」市場・防災社会システム分科会(第5回)の開催
7月12日	中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」防災まちづくり分科会(第5回)の開催

8月～9月の防災関係行事予定

8月上旬	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第9回)
8月25日～26日	平成16年度「子ども見学デー」
8月27日～9月1日	防災フェア2004(札幌市)
8月30日～9月5日	防災週間
9月1日	防災の日、総合防災訓練
9月上旬	防災功労者内閣総理大臣表彰および防災担当大臣表彰
9月(未定)	災害教訓の継承に関する専門調査会(第4回)

被災者生活再建支援法に基づく  
支援金の支給状況

(平成16年6月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成15年7月18日	7月梅雨前線豪雨災害 福岡県(3市2町)
平成15年7月20日	7月梅雨前線豪雨災害 熊本県(1市)
平成15年7月26日	宮城県北部を震源とする地震 宮城県(全県)
平成15年9月26日	十勝沖地震 北海道(全道)
既支給世帯数	1,818世帯
支給額	14億73万円

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	2,900世帯
支給額	22億4,806万円

【お詫びと訂正】

第21号に修正箇所がありました。  
お詫びを申し上げますとともに、ご訂正のほどお願いいたします。

表紙 CONTENTS 22  
日本海溝地震・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法

↓  
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法

p.22 表題  
「日本海溝地震・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震  
防災対策の推進に関する特別措置法」が成立

↓  
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災  
対策の推進に関する特別措置法」が成立

## 監修 内閣府(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
(中央合同庁舎第5号館3階)  
TEL : 03-5253-2111 (大代表)  
URL : <http://www.bousai.go.jp>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3b出口より連絡通路へ